

教育こども委員会報告資料

- 報告第4号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・P1
- 報告第5号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・P4
- 学校施設の長寿命化と建替え方針について
・・・P5
- 専門学科を有する市立高校のあり方検討について
・・・P7

令和5年6月
教育委員会

報告第4号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	円 121,297	令和4年 11月28日	令和5年 2月17日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	124,377	令和4年 11月28日	令和5年 2月17日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	72,869	令和4年 12月20日	令和5年 2月22日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	91,535	令和4年 12月20日	令和5年 2月22日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	91,535	令和4年 12月20日	令和5年 2月22日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	139,920	令和4年 12月20日	令和5年 3月3日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	139,920	令和4年 12月20日	令和5年 3月3日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	169,376	令和4年 11月28日	令和5年 3月29日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	104,753	令和5年 1月31日	令和5年 3月29日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	104,753	令和5年 1月31日	令和5年 3月29日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報に ついては掲示しておりませ ん。	88,366	令和5年 1月31日	令和5年 3月29日

個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	118,052	令和5年 1月31日	令和5年 4月4日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	118,052	令和5年 1月31日	令和5年 4月4日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	121,908	令和5年 2月20日	令和5年 4月18日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	69,420	令和5年 2月20日	令和5年 4月18日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	164,585	令和5年 2月20日	令和5年 4月18日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	164,585	令和5年 2月20日	令和5年 4月18日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	69,420	令和5年 2月20日	令和5年 6月5日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	68,418	令和5年 3月20日	令和5年 6月5日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	68,418	令和5年 3月20日	令和5年 6月5日
個人が特定される情報については掲示しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲示しておりません。	174,208	令和5年 3月20日	令和5年 6月5日

報告第5号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和5年6月5日次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

個人が特定される情報については掲示していません。

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方

個人が特定される情報については掲示していません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方が、本市に対し、滞納学校給食費金 80,144 円、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

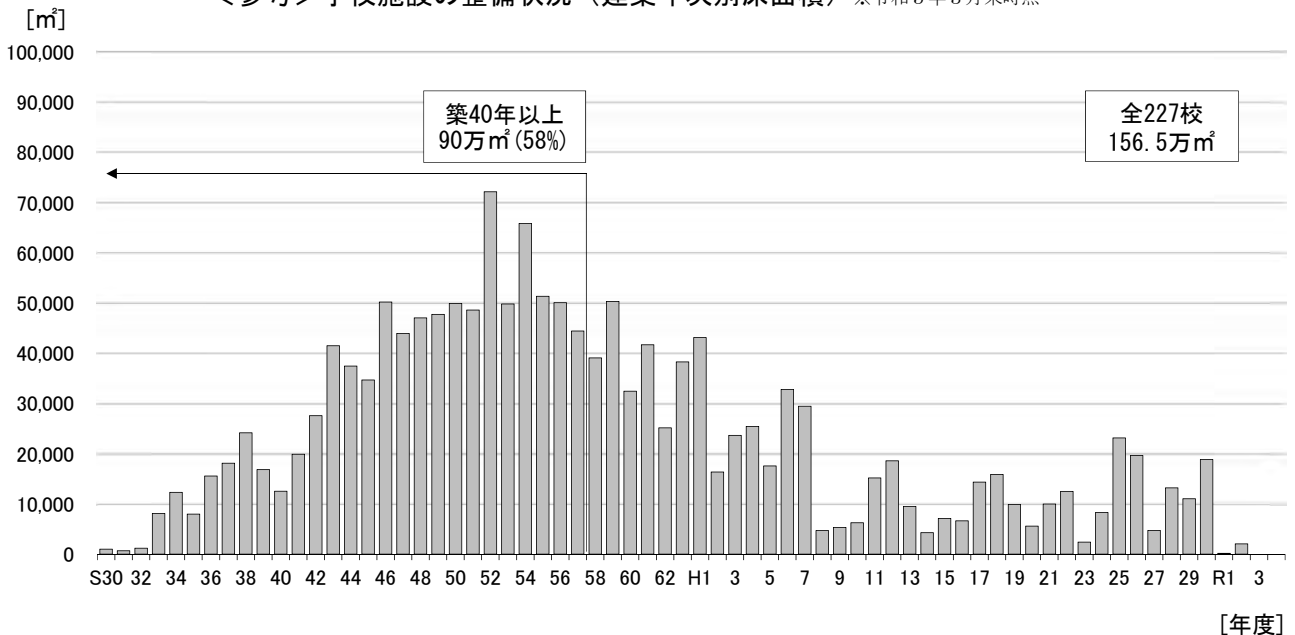
- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和 5 年 1 月 31 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方が督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えの提起があったものとみなされたものである。

学校施設の長寿命化と建替え方針について

1 学校施設の老朽化について

- 国は、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化等を背景に、平成25年度に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を図る方向性を打ち出した。
- 福岡市の学校施設においても、昭和40年代後半から50年代に建設されたものが多く、半数以上が築40年を経過するなど、老朽化対策が必要な状況であることから、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、国の基本計画等に基づき、コストの縮減と財政負担の平準化を図りつつ、計画的に改修・建替えを実施していくため、「福岡市学校施設長寿命化計画（令和2年2月議会報告）」を策定した。

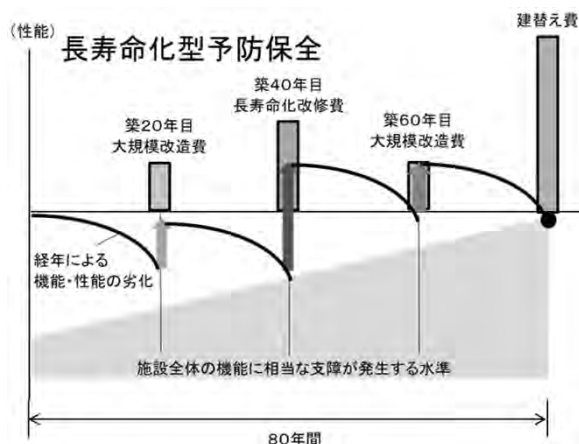
<参考>学校施設の整備状況（建築年次別床面積） ※令和5年3月末時点



2 福岡市学校施設長寿命化計画（令和元年度策定）の概要

- 本計画では、文部科学省が平成27年度に作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を参考に、築20年目、40年目、60年目に必要な改修を行い、予防保全の取組みの強化と機能を向上することで目標使用年数80年を基本とし、計画的な改修・建替えを実施していくこととしている。

<参考>改修・建替え周期のイメージ



3 建替え着手について

- 政令市移行前後に、年間10校以上建設してきた施設が一斉に更新時期を迎えることから、国庫補助を活用できる学校については、築80年を待たず着手し、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の確保と財政負担等の平準化を図ることができるよう取り組んでいく。
- 着手順は、原則として、築年数が古い学校からとする。また、児童生徒の負担軽減や、より良い教育環境の改善などにも配慮し、建替え用地が確保できる場合など、周辺状況等も踏まえ総合的に検討していく。

4 各校の建替えにあたっての課題

(1) 限られた敷地で学校運営しながらの工事

- ・児童生徒の十分な安全確保
- ・騒音・振動対策
- ・運動場が狭くなり活動に制約
- ・給食の自校調理が困難 など

3年以上にわたる工事で、学校運営にさまざまな制約が生じることが想定されるため、計画・設計段階において学校等との十分な協議が必要。

<参考>事業期間の目安

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目～
基本計画	基本設計	実施設計	工事・解体		

(2) 各学校の状況に応じた計画

- ・敷地形状や周辺状況
- ・児童生徒数の規模
- ・増改築が繰り返された建物配置 など

各学校の状況に応じて、部分的な建替えの検討や既存校舎を含めた利用しやすい配置検討など、安全や教育環境が確保された計画となるよう総合的な検討が必要。

<参考>学校施設（小学校）の建物配置例



5 今後の取組み

- 着手順の考え方に基づき、まずは3校程度の学校を選定する。
- 選定した学校について、課題への対応を具体的に検討するため、学校等の意見を聞きながら基本計画の作成に取り組んでいく。

専門学科を有する市立高校のあり方検討について

1 福岡市の高校を取り巻く環境

- 福岡地区の15～19歳人口は、2030年（R12）頃までは増加するが、その後減少に転じると予想されており、それに伴い福岡地区でも高校再編が始まる可能性が高い。
- 専門学科については、社会経済情勢の変化に伴い、求められる人材像が変化してきている。

2 福岡市立高校の現状

総合学科・普通科

福翔高校【定員：320名/学年】

- 進学型総合学科として、生徒のニーズに応じた科目やコースを設定し、進学実績が向上。

実施年度	志願倍率	卒業年度	国公立大学	西南学院大学	福岡大学
平成24年度	1.37	平成24年度	24	100	240
平成29年度	1.26	平成29年度	23	127	254
令和 4年度	1.33	令和 4年度	37	146	331

福岡西陵高校【定員：320名/学年】

- 近隣私学の状況の変化などにより志願倍率は低下しているが、普通科進学校として市内の西南学院大学や福岡大学の合格者数が増加。

実施年度	志願倍率	卒業年度	国公立大学	西南学院大学	福岡大学
平成24年度	1.50	平成24年度	17	38	96
平成29年度	1.31	平成29年度	33	118	243
令和 4年度	1.08	令和 4年度	26	156	270

専門学科

福岡女子高校【定員：320名/学年】

- 多くの学科で、近年、募集定員割れが発生している。
- 各学科で資格取得等を推進しているが、必ずしも、その後の進路に結び付いていない。
- 学科によっては、教育内容が中学生や社会のニーズに合っていない。

実施年度	服飾 デザイン	食物 調理	保育 福祉	生活 情報	国際 教養	普通	平均 倍率	進学	就職
平成24年度	1.50	1.48	1.45	1.58	1.40	1.25	1.39	227	38
平成29年度	1.10	1.15	1.08	1.03	1.30	1.03	1.09	234	41
令和 4年度	1.00	1.23	0.95	0.98	0.73	1.04	1.00	236	31

博多工業高校【定員：280名/学年】

- 工業に関する専門技術を習得させ、ものづくりのスペシャリストを育成している。
- 令和4年度も求人倍率(15.9倍)や就職内定率(正規100%)は高く、企業の採用意欲は強い。
- 学科によっては、教育内容が中学生や社会のニーズに合わなくなりつつある。

実施年度	機械	自動車工学	インテリア	建築	画像工学	電子情報	平均倍率	進学	就職
平成24年度	1.71		1.54		1.63		1.64	72	171
平成29年度	1.54	1.23	1.48	1.48	1.30	1.50	1.44	64	197
令和4年度	1.05	1.13	1.40	1.48	1.43	1.40	1.28	96	172

3 総合学科・普通科の今後の方向性

- 2030年代から生徒の減少が見込まれることから、私立や県立高校の動向を踏まえながら、進学校としてさらなる魅力化に取り組んでいく必要がある。特に、ICT教育や探究学習等の学びを強化するなど、進学実績向上に向けた取組みを推進していく。

4 専門学科の今後の方向性**(1) 基本的な考え方**

- 進学先として魅力に欠け、募集定員割れとなっている学科の改編に早期に取り組むとともに、地域の産業を支える専門的人材を育成するため、教育内容等の抜本的な見直しを進める。

(2) 国が示す高等学校の専門学科のあり方 (R3.1.26 中央教育審議会答申一部抜粋)

- 地域の持続的な成長を支える最先端の職業人育成を担っていくには、加速度的な変化の最前線にある地域の産業界で直接的に学ぶことができるよう、産業界と高等学校と一体となった、社会に開かれた教育課程の推進が重要である。
- 専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、それに基づく教育課程の開発・実践を行うことが必要である。
- 必ずしも3年間に限らない教育課程の開発・実施や、高等教育機関と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討も考えられる。

(3) 今後の進め方

- 専門学科を有する学校については、社会経済の変化を踏まえた今後のあり方を検討するとしていたところであるが、生徒や産業界のニーズに的確に対応するため、外部委員による有識者会議を設置し、年度内を目途に検討を進めていく。